

2015年3月9日

北里大学 獣医学部長 高井伸二 殿

特定非営利活動法人 地球生物会議(ALIVE)
〒113-0021 東京都文京区本駒込5-18-10-102
TEL:03-5978-6272/FAX:03-5978-6273
E-mail:alive-office@alive-net.net
担当:藤沢顕卯

北里大学獣医学部における牛の無麻酔放血殺に関する要望書

当会からの質問書(2015年1月29日付「北里大学獣医学部における病理学実習に関する質問書」)に対する貴大学のご回答(平成27年2月27日付『「北里大学獣医学部における病理学実習に関する質問書」への回答書』)をFAXと郵送にて受領いたしました。ありがとうございました。

当会では今回の件を誠に残念なこととして受け止めています。一方で、貴大学が本件を真摯に受け止め、速やかな処置をとられたこと、また、「中大動物を用いた実習、研究、病理解剖を行う際は、動物実験委員会の管理下にて、動物実験計画書に記載された安楽殺処分のプロトコルが実行されているかを確認し、その結果を獣医学部長に報告することなどの改善措置を講じ」(貴大学のホームページより引用)したこと、貴大学のホームページで本件及び対策について明らかにされたこと、動物福祉に関する相談窓口を設置されたこと(貴大学獣医学部のホームページより)、については大いに歓迎し、敬意を表します。

その上で、今回の件及び、貴大学獣医学部の実習、研究、病理解剖等を含む動物実験について、以下のとおり要望をさせていただきますので、ご検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本要望書に対するご回答は特に求めませんが、当会では貴大学の動きを注視しつつ、後日あらためて貴大学の対応状況についてご質問させていただく可能性がありますので、お含みおきいただきますようお願い申し上げます。

【本件の問題点の整理】

○病理解剖において、牛を無麻酔で放血死させたこと。

言うまでもないことですが、無麻酔での放血死は、環境省告示の「動物の殺処分方法に関する指針」をはじめ、国際・国内の安楽死のガイドラインから逸脱し、動物愛護管理法への抵触の恐れがあります。動物に著しい恐怖と苦痛を与える行為であり、倫理上許されない行為です。また、本来模範を示さなければならない立場にある教員が、参加学生もいる中で、このような逸脱行為を行ったことは、学生に甚だしい悪影響を及ぼすとも考えられ、教育倫理上の問題もあります。

○研究とは関係ない目的で牛の肉を採取し、病理解剖棟から持ち出したこと。

研究とは関係ない目的で牛の肉を採取し、冷蔵庫に保存する等の行為は、研究倫理上の逸脱行為であると考えます。また、仮に食用に供する目的であったとすれば、と畜場法への抵触の疑いがあります。

○動物実験委員会において承認を受けた安楽殺のプロトコルを教員が守らなかったこと。

このような事例が1件でもあることは、他にも承認を受けたプロトコルを守らない教員がいることを疑わせ、貴大学における動物実験委員会の監視機能、教員に対する教育訓練、機関内規程やガイドラインの周知が適切に行われていないことへの疑いにつながります。

【要望事項】

1. 学生、教員への説明

既に貴大学のホームページでは公表されていますが、今回の件で誤った規範や価値観を学生が持たないように、また他の教員への戒めとして、大学側から学部生や教員に対して、本件についての説明と反省の意を表明されるようお願いいたします。なお、内部告発を行った方がもし特定されているのであれば、今回の件で不利益を被ることがないようにご配慮をお願いいたします。

2. 教員、学生を含めた倫理教育の徹底及び機関内規程やガイドラインの周知徹底

貴大学のご回答にも触れられていましたが、教員、学生を含めた倫理教育の徹底をお願いいたします。内容としては、関係法令、機関内規程、安楽死その他のガイドライン、動物福祉、公衆衛生、その他教育倫理や研究倫理等を含むようお願いいたします。また、日頃からの機関内規程やガイドラインの周知徹底をお願いいたします。なお、本件関係教員へは、別途、再教育を義務付ける等の処置をお願いいたします。

3. 内部モニタリング制度の構築・充実

安楽死の処置については、貴大学改善案の、「事前の実施要領提出」及び「獣医師や実験動物技術者による現場確認」で担保されるかもしれませんが、これを機に、実習、研究、病理解剖等を含めた動物実験全体の、常時または定期的な内部モニタリング(動物実験委員会、動物実験施設職員、実験動物管理者等による)制度の構築・充実のご検討をお願いいたします。なお、動物福祉に関する相談窓口を設置されたことは大変素晴らしい取り組みと考えますので、周知徹底をよろしくお願いいたします。

4. 情報公開の充実

文部科学省の動物実験基本指針や、環境省告示の実験動物飼養保管等基準では、研究機関が動物実験の情報公開を行うことが定められていますが、貴大学のホームページを拝見したところ、動物実験に関する情報が、動物実験の基本方針や動物実験規程、委員会規程程度しか公開されていません。上記の指針や基準で例示されている「動物実験等に関する点検及び評価」、「実験動物の飼養及び保管の状況等」が掲載されておらず、他大学に比べても充実しているとは言えません。情報公開を行うことは、内外に対して現状やスタンスを明確にすることで、緊張感が生まれ、不正の防止につながると考えます。また、学生や一般社会からの信頼回復にもつながると考えます。今回の件と関連した次の事項のホームページによる公開をぜひともご検討いただきたく、お願いいたします。

- ・安楽死に関する学内のマニュアルその他活用している内外の指針、ガイドライン
- ・今回の改善措置を含めた動物実験計画書の審査フロー及び現場確認フロー
- ・動物実験委員会の活動報告
- ・毎年の自己点検・評価結果

5. 外部検証・認証

文部科学省の動物実験基本指針や、環境省告示の実験動物飼養保管等基準では、自己点検・評価の結果について、外部の機関等による検証を行うように努めることが定められています。学内の努力のみならず、それを外部から検証してもらうことで、大学全体の意識が向上し、自らの目では気づかないことに気づき、外部からの信頼も得られるのではないのでしょうか。努力規定ではあるものの、最近では、文部科学省が強く推奨していると聞きますし、国立大学・公私立大学の動物実験施設協議会による動物実験相互検証プログラムも平成 27 年度以降、新たなプログラムを準備し充実化を図っていると聞きます。また、国際的には AAALAC International による認証も有名で、北海道大学大学院獣医学研究科・獣医学部等が認証を取得しています。これを機に貴大学でも外部検証・認証のご検討をお願いいたします。

以上